

通所介護 加算について

サンキューネットは、以下の基準を満たし、各加算を算定しています。

中重度者ケア体制加算 45単位／回

- ① 指定基準に定められた看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。
- ② 前年度(3月を除く)における利用者の総数のうち、要介護3～5である利用者の占める割合が30%以上である。
- ③ サービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。
- ④ 中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成している。

サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位／回

介護職員・看護職員・生活相談員・機能訓練指導員の総数の内、勤続年数が3年以上の者の総数の割合が30%以上である。

入浴介助加算 50単位／回

通所介護計画上、入浴が位置づけられている利用者に、入浴中の利用者の観察を含む介助を行っている。但し、利用者側の事情により入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

個別機能訓練加算Ⅰ 46単位／回

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下、「理学療法士等」という)が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。

通所介護相当 加算について

サンキューネットは、以下の基準を満たし、各加算を算定しています。

運動器機能向上加算 225単位／月

1. 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。
2. 利用者の運動機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成している。
3. 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
4. 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
5. 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

サービス体制強化加算Ⅱ 要支援Ⅰ・事業対象者24単位／月

要支援Ⅱ・事業対象者48単位／月

- ① 通所介護相当を利用者に直接提供する職員の総数の内、勤続年数3年以上の占める割合が30%以上であること。
- ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。